

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！





とっても
簡単!

マイナンバーカード

1



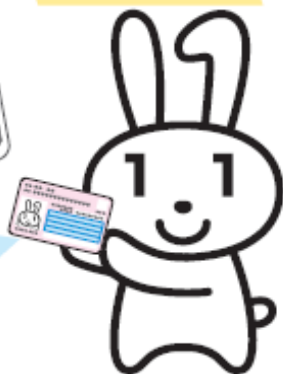
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



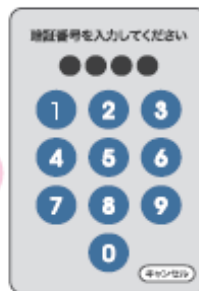
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の予約以外の診療・お薬情報
を診療時に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の薬歴情報を診療時に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使われます。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



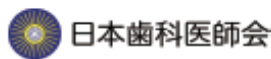
受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



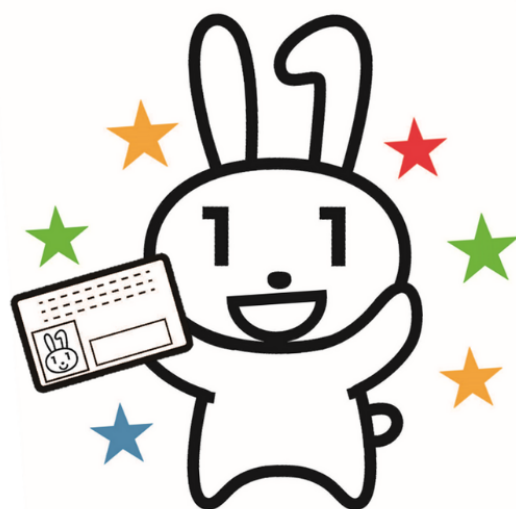
⚠️ ご注意ください!

**本年12月2日 から
現行の健康保険証は
発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード
をご利用ください**

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方

➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

本当に簡単！
マイナンバーカード
持って良かった！



マイナンバーカードをお持ちの方は、 こちらで健康保険証利用の申込みが可能です

カンタンに



・本人確認(顔認証等)

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です。継続しますか？
(少しお時間いただきます。)

・同意取得(お薬情報など)

登録完了!!

マイナンバーカードが
保険証として利用可能に!!

顔認証付きカードリーダー
に
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施
の場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合
などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

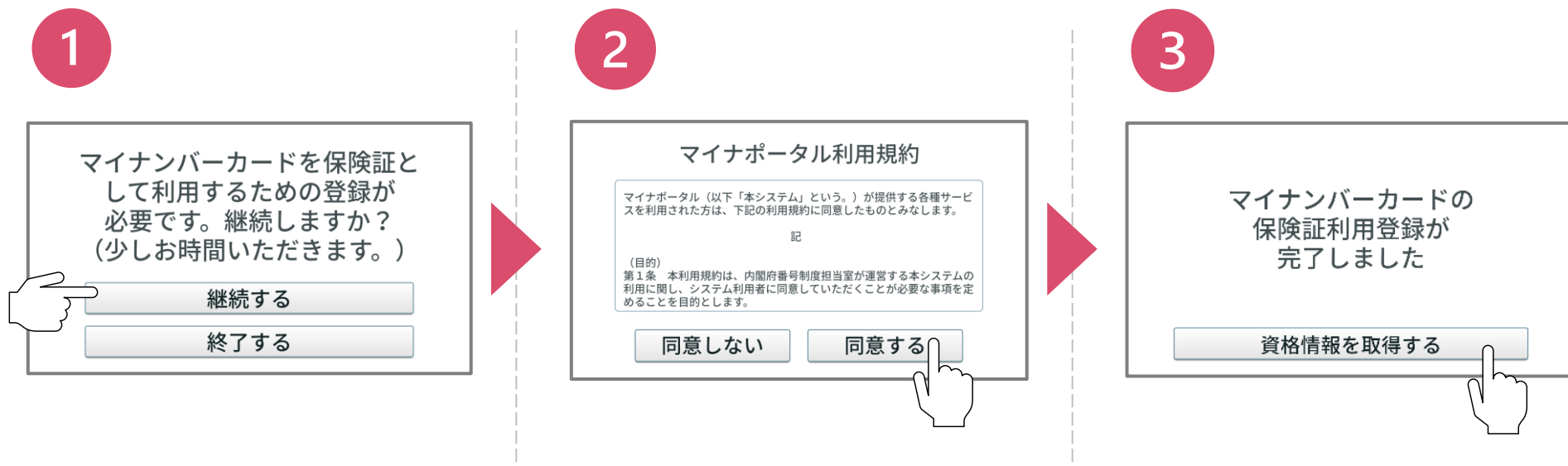
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された方へ



「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された場合以下の手順に沿って対応ください。



「継続」するを選択してください。

マイナポータルの利用規約を確認し、問題なければ「同意して進む」を選択してください。

マイナンバーカードの
保険証利用登録完了です。

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！



ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！



Point!

薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!

限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは 🔍

マイナンバーカード 保険証利用





とっても
簡単!

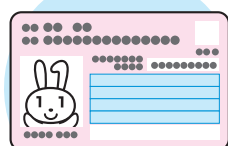
マイナンバーカード

1

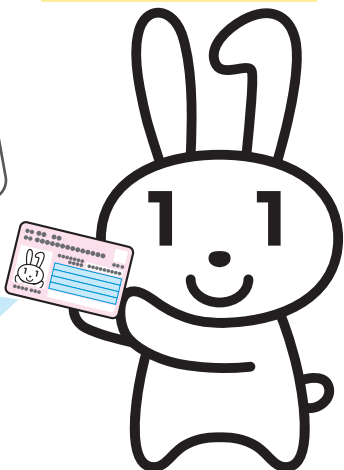


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



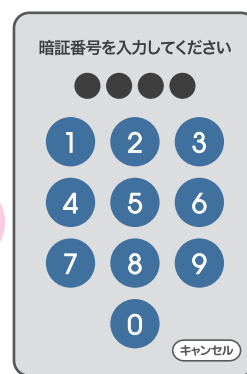
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意
しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

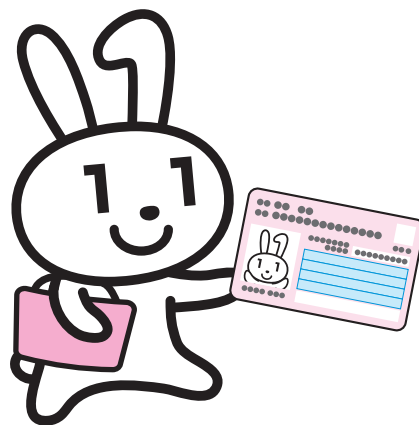
※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



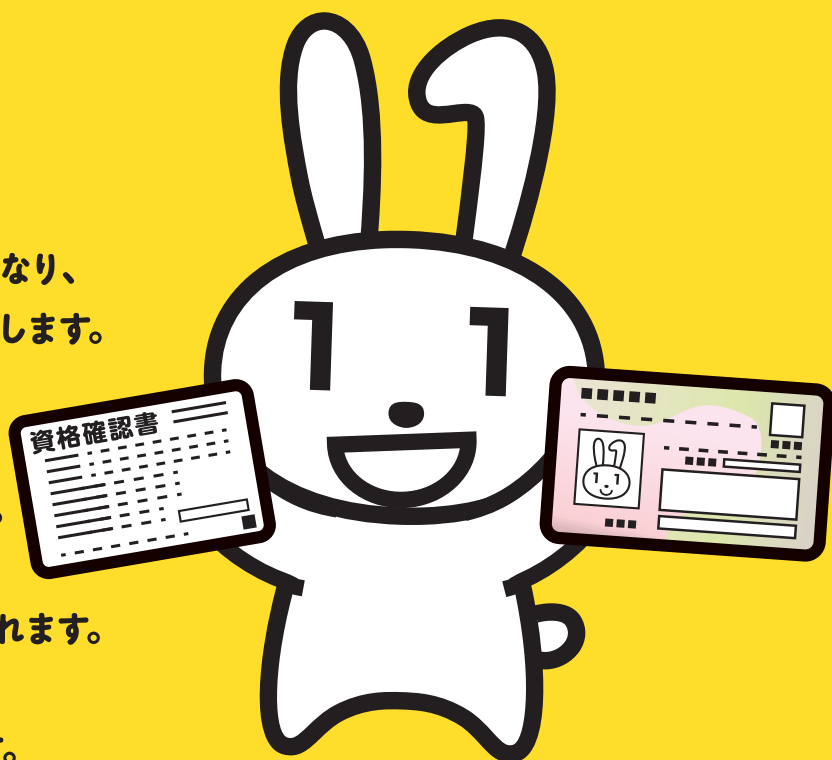
カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を あなたに。

2024年12月2日に、
現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も
申請不要で届けられる資格確認書で
保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、2024年12月2日時点で
有効な保険証は、最大1年間ご利用になれます。
有効期限が切れる場合でも、
必要な方には資格確認書が交付されます。



マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で
資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方

申請不要で資格確認書をお届けします。
※2025年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)

申請いただくことで
資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 | マイナ保険証 |



12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を
基本とするしくみに移行します。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？


詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

○ 都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年月日	負担割合	割	
適用開始年月日	年月日			
交付年月日	年月日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付者名				印

- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方**には、**現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)**は、**申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)**
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- **後期高齢者医療制度の被保険者**は、2025年7月末までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー
0120-95-0178
マイナンバー総合フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く)
平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

カンタン
受付！

カードリーダーに マイナンバーカードを置いてください



つきあたりまで
押し当てる



✕ カバーあり



✓ カバーなし

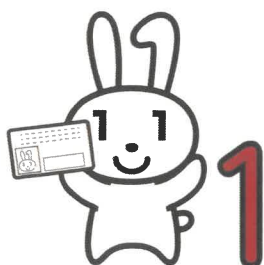


✓ 縦向き

- ✓ カバー等は外してください
- ✓ 顔写真を表にして縦向きに置き、
つきあたりまで押し当ててください

マイナンバーカードを置いた後は

画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



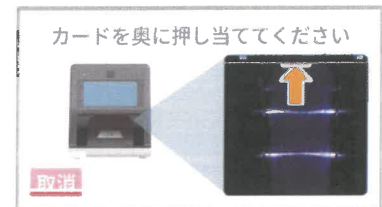
マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使います。
画面の指示に沿って受付をしてください。

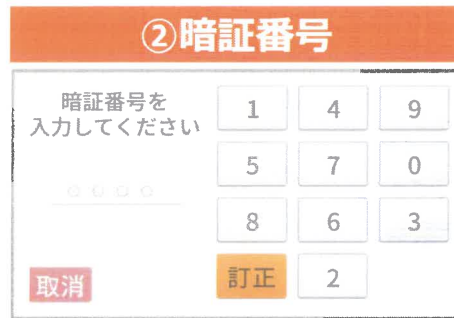
※利用方法や画面の表示内容に不明点がある場合にはお気軽に職員までお声かけください

1 マイナンバーカードを
読み取り口に置いてください。

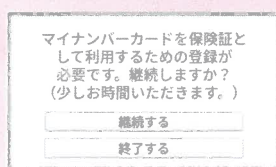
※カバー等は外してください
※顔写真を表にして縦向きに置き、つきあたりまで
押し当ててください



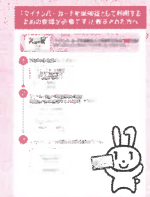
2 認証方法を選択し、本人確認をします。



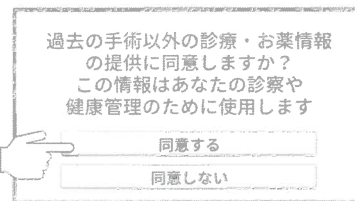
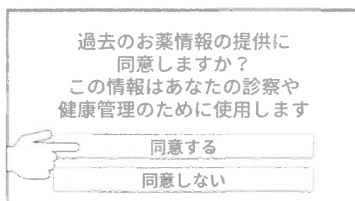
※暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります
※認証がうまくいかない方は職員にお声かけください



「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された場合は「マイナ受付」の初回登録の方法に沿って対応してください。初回登録完了後、③情報提供の同意にお進みください。



3 案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。



情報提供に**同意する**と、医師・歯科医師・薬剤師が過去の診療情報を確認できるようになり、データに基づくよりよい医療が受けられます。



4 マイナ受付完了です。
マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

顔認証付きカードリーダーで 同意すると、どうなるの？



医師等※が診療/薬剤・特定健診等情報を閲覧できます！

※医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者

初めての医療機関や薬局でも、今までに使った薬の情報や患者さんの過去の受診歴・診療情報を医師等と共有でき、**データに基づいたより良い医療**を受けることが可能となります！

診療/薬剤情報って？

医療機関を受診した際の診療情報※1および薬局等で受け取ったお薬の情報※2です。

※1受診歴(医療機関名、診療年月日)、診療行為名(放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術(移植・輸血含む)、入院料のうち短期滞在手術等基本料)などが対象です。

※2 注射・点滴等も含む薬剤情報です。

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等と共有できます。

事前に限度額適用認定証の準備が不要になります！



高額療養費制度って？

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額※3が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

限度額適用認定証って？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



マイナンバーカード

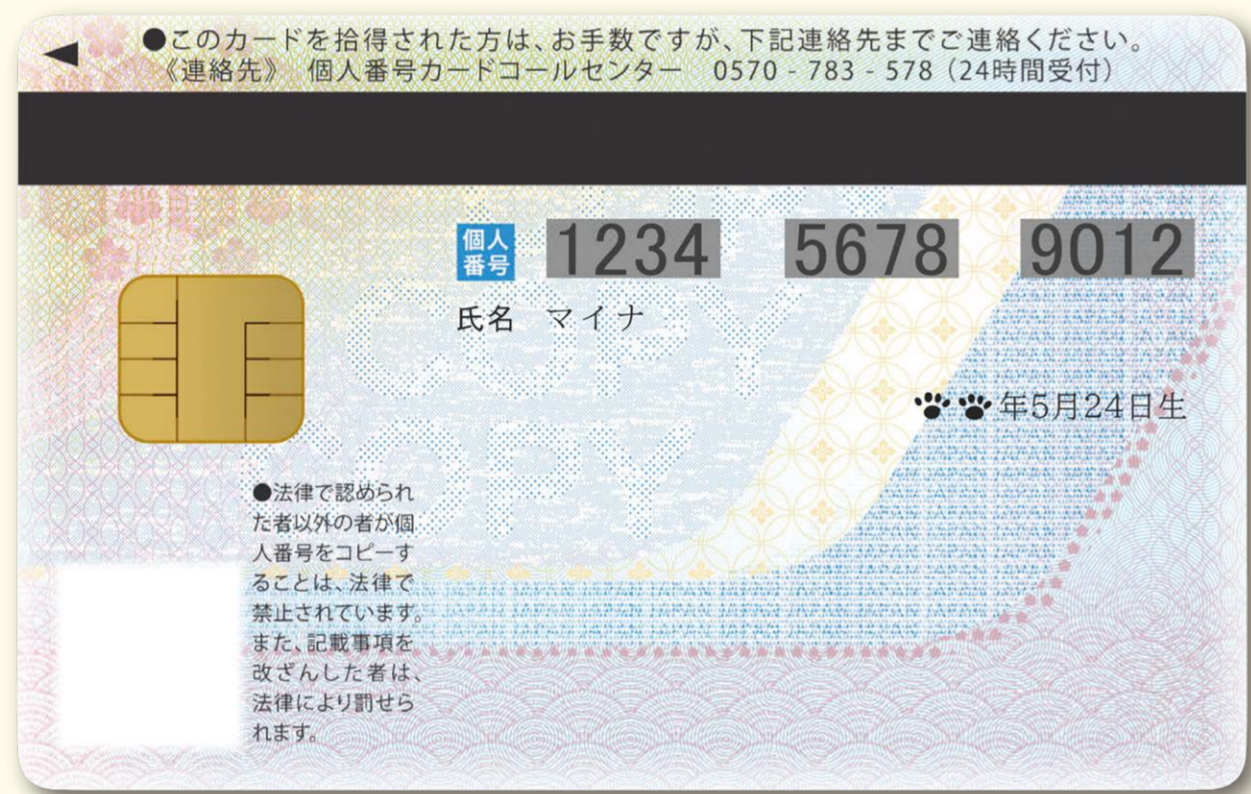
取得して5年目または10年目の方へ

更新の手続きのご案内

＼2、3ヶ月前に封筒が届くので、手続きしてね！／



ICチップ内の電子証明書を更新！



写真も含めてカード本体を更新！



カードと電子証明書の有効期限は
マイナンバーカードの表面で確認できます

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、右記二次元コードよりマイナポータルに
ログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。



<https://myna.go.jp/>

＼更新は有効期限の3ヶ月前からできます！／



デジ庁 カード更新

検索

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>



マイナンバーカードを 次回からご利用ください

2024年12月2日以降

従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました



マイナンバーカードを利用するメリット

**一人ひとりの過去の診療・薬剤
情報などに基づいたより良い医
療が受けられます**

医療機関・薬局に受診等した際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の情報に基づいた診断や重複する投薬を回避した適切な処方や指導などを受けることができます。



**高額な医療費が発生した場合で
も書類での事前申請や高額な立
替が不要になります**

突然の手術や入院で高額な医療費が発生した場合でも、事前の申請や高額な立替払いをせずに、高額療養費制度が適用され、一定額以上の支払いがその場で不要になります。



診療・薬剤・特定健診の情報連携について

- ご自身が過去の診療・薬剤・特定健診情報を提供することに同意すると、医療機関等はその情報を閲覧することができます。
- 同意していない情報が閲覧されることはありません。また、提供した診療情報等は、診療・投薬以外の用途に使用されることはなく、個人情報の取り扱いには十分な注意が払われています。

医療機関等が見られる過去の診療・薬剤・特定健診情報のサンプルイメージ

診療／薬剤情報一覧		作成日：2023年3月27日	1 / 2ページ	
氏名カナ	シラノウ タロウ	保険者番号	12345678	
氏名	診療 太郎	被保険者証等記号	1234567	
生年月日	1962年5月21日	被保険者証等番号	12345	
	性別 男 年齢 60歳	枝番	00	
受診歴				
医療機関名	受診歴			
資格クリニック	22年7月			
資格医院	22年6月			
診療／薬剤実績				
診療／薬剤	入外等区分*1	診療識別	診療行為名／医薬品名 (成分名)	
年月	日		[用法]*2 / <<1回用量>*2 / [用法等]	(例) 診療・薬剤の情報
22年7月	19日	資格クリニック		
		外来	医学管理	1. 薬剤情報提供料 1回
			外用	2. ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「イワキ」 1mg 10g 1処方分 (ゲンタマイシン硫酸塩)
			手術	3. 皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)(長径2cm未満) 1回
			検査病理	4. T-M(組織切片) 1臓器 1回
				5. 病理判断料 1回
特定健診情報				
実施日	受診勧奨判定値*1	2023/02/01	(例) 特定健診の情報	2021/03/06
身長		173.6	173.8 173.5 173.2	173.6
体重		76.2	74.5 72 74.4	76.2
腹囲		94.8	91.9 93 92.1	94.8
内臓脂肪面積*2		—	— — —	—
BMI		25.2	24.7 23.9 24.8	25.2

患者の皆さま、 マイナンバーカードで 受付してください ✓

今回お持ちでない方は、次回からご持参ください

一人ひとりの過去の薬剤・診療情報などに基づいたより良い医療が受けられます



2024年12月2日以降 従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました

1. 2024年12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間です。
2. 2024年12月2日以降、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元にない方には、従来の健康保険証が使えなくなる前に「資格確認書」を順次交付します。
3. カードの券面にある電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナポータルでも確認できます。期限切れの場合は市区町村窓口で再発行してください。
4. 医療機関・薬局の窓口でカードが利用出来ない場合も、適切な自己負担（3割等）のもと、保険診療が受けられますので、安心して受診してください。

